

三重県公報

第10131号
昭和48年3月27日
火 曜 日

目 次

告 示

- 青少年の健全な育成に有害な興行の指定 (青少年課) 2
- 昭和47年度第2回保母試験の合格者 (児童家庭課) 5
- 保険医の登録並びに国民健康保険医の登録 (保険課) 5
- 救急病院等を定める省令による医療機関からの申出受理 (医務課) 6
- ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病検査の実施 (畜産課) 6
- 漁船損害補償法による付保義務の同意を求める発起人からの届出 (漁政課) 6
- 公共用財産の用途廃止 (監理課) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 11
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (計画課) 14
- 計量器定期検査の実施 (計量検定所) 14

企業庁管理規程

- 三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程 (総務課) 15
- 三重県企業庁公舎管理規程 (同) 15

公 告

- 昭和46年度財団法人道府県会館都道府県有物件災害共済事業成績及び収支計算の公表 (管財課) 24
- 昭和47年度後期1、2級技能検定に合格した者 (職業訓練課) 24
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (建築課) 33
- 同件 (同) 33
- 尾鷲都市計画震壊復興土地地区画整理事業計画の変更認可 (計画課) 33
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (鈴鹿土木) 34
- 同件 (同) 34
- 同件 (津土木) 34
- 同件 (久居土木) 34

学事文書課長

課長補佐

文書審査長

副課長

副課長

- 道路位置の指定 (上野 土木) 35
- 正 誤
- 昭和48年3月2日付三重県公報第10124号 35
- 昭和48年3月8日付号外 35

告 示

●三重県告示第170号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第7条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として、次のとおり指定した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田 川 亮 三

| 番号 | 映 画 名 | 製作会社 | 指 定 日 指 年 月 日 | 指 定 理 由 |
|-----|-----------------------------------|---|------------------|--|
| 381 | 哀愁のサーキット | 日 活 | 昭和48年 | 著しく性的感情を刺激し、又は残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 382 | 愛欲への暴走 | 葵 映 画 | 3月13日 | |
| 383 | 陰獣 裸女 THE PIGKEEPER'S DAUGHTER | 米、ボックス・オフィス インターナショナル ミリオン・フィルム配給 | | |
| 384 | うめき BETT KARIER | 西独、ミラー・フィルム ニュー・シネマ・コーポ レーション配給 | | |
| 385 | 熟れすぎた乳房 人妻 | 日 活 | | |
| 386 | 日活ニュース 〈熟れすぎた乳房 人妻〉 | " | | |
| 387 | エロチック教室 | ワールド映画 | | |
| 388 | おさな妻 ショック 衝撃 | 日 活 | | |
| 389 | 日活ニュース 〈おさな妻 衝撃〉 | " | | |
| 390 | 恋人たちは濡れた | " | | |
| 391 | 日活ニュース 〈恋人たちは濡れた〉 | " | | |
| 392 | 恍惚の密室 | 上松プロ<日映〉 | | |
| 393 | 古都曼陀羅 | 日 活 | | |
| 394 | 日活ニュース 〈古都曼陀羅〉 | " | | |
| 395 | 3D ボルノ淫魔 THE STEWARDSES | 米、シャープピックス 東映(株) | | |
| 396 | 少年鑑別所 制服の牙 | 東京興映 | | |
| 397 | 処 女(ヴァージン) | 国 映 | | |

| | | | |
|-----|---|-------------------------------------|--|
| 398 | 新・色暦大奥秘話 花吹雪おんな事始 | 日 活 | |
| 399 | 日活ニュース 新・色暦大奥秘話 花吹雪おんな事始 | " | |
| 400 | 16才 愛と性の遍歴 | 大東映画 | |
| 401 | 女高生SEX暴力 | 日 活 | |
| 402 | 日活ニュース 〈女高生SEX暴力〉 | " | |
| 403 | 女子学園 性の暴走 CRISTIANA STUD- ENTESEA DEGLI SCANDALI | 日本ヘラルド映画(株) 伊、サラ・フィルム | |
| 404 | 女子大生セックス方程式 | 日 活 | |
| 405 | 日活ニュース 〈女子大生セックス 方程式〉 | " | |
| 406 | 性愛術入門 NINE AGE OF NAKEDNESS | 米、マンソン・デイス トリビューティー ミリオン・フィルム | |
| 407 | 性愛秘術 | 大蔵映画 | |
| 408 | 性豪列伝 お探してみたいです | 日 活 | |
| 409 | セックスドキュメント エロスの女王 | 東 映 | |
| 410 | セックス・ライダー 傷だらけの欲情 | 日 活 | |
| 411 | 日活ニュース 〈セックス・ライダー 傷だらけの欲情〉 | " | |
| 412 | 戦国ロック 疾風の女たち | " | |
| 413 | 日活ニュース 〈戦国ロック 疾風の女たち〉 | " | |
| 414 | 墮胎王国ニッポン | 国 映 | |
| 415 | 団地の昼顔と夜のもだえ | ゴールド・プロ | |
| 416 | 痴 漢 365 | 東京興映 | |
| 417 | 痴態の乱れ | プロ 鷹 〈関東ムービー〉 | |
| 418 | 妻三人 肌くらべ | 日 活 | |
| 419 | 日活ニュース 〈妻三人 肌くらべ〉 | " | |
| 420 | ドキュメントボルノ 失神の魔術師 | プリマ企画 | |
| 421 | ドライブ・SEX OUT OF GAS | 米、タルズ・フィルム セレクト映画配給 | |
| 422 | 日本猟奇事件 | 東京興映 | |
| 423 | ニッポン列島論で 女を抱かす | ゴールド・プロ | |

| | | |
|-----|--|---|
| 424 | 悩殺のテクニク | ローホーフィルム |
| 425 | 激しい行為 ONLY IN MY DREAM | 米、M.F.D.PROD 日本シネマ |
| 426 | はだか妻・性の告白 | 六期映画 |
| 427 | 花ひらく十七才 | 東京興映 |
| 428 | 人妻デート地帯 | 加奈沢企画 |
| 429 | 人妻ポルノ慢性発情女 LES DESAXEES | 仏、フィルム・シネエ ンス 松竹映配(株) |
| 430 | 不感症 | 国 映 |
| 431 | 不良姐御伝 猪の鹿お蝶 | 東 映 |
| 432 | 不倫妻 殺意の幻想 | 葵 映 画 |
| 433 | 暴 行 | 青年芸術映協 |
| 434 | 忘八武士道 | 東 映 |
| 435 | ポルノガール 真夜中の享楽 | ブリマ企画 |
| 436 | ポルノ同窓会 輪毬 THE CLASS REUNION | 松竹映配(株) 米、パンタイン・エ ンタープライズ |
| 437 | ポルノ婦人科 | 青年群像 |
| 438 | 真夜中の悶え | 大東映画 |
| 439 | 秘)大奥外伝 尼寺淫の門 | 日 活 |
| 440 | 日活ニュース 秘)大奥外伝 尼寺淫の門 | " |
| 441 | 秘)女子高校生 課外サークル | 若松プロ 東映配給 |
| 442 | 秘)ナウポルノ大全集 変態集団 | 日本シネマ |
| 443 | 猛女クレオパトラ THE NOTORIOUS CLEOPATRA | 米、ボックス・オフィ スイスター・ナショナル ニュー・シネマ・コー ポレーション配給 |
| 444 | 湯の町情炎 悶えるはだか | 中川プロ |
| 445 | 夜の姿態 | 青年芸術映協 |
| 446 | 夜まで待てない女 | 日本シネマ |
| 447 | 猟奇色情絵図 | 六期映画 |
| 448 | レスビアン | 国 映 |

●三重県告示第171号

昭和47年度第2回保母試験の合格者を、昭和48年3月15日次のとおり決定した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田 川 亮 三

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 竹林由美子 | 澤田りふ子 | 中峰 文子 | 芳山のり子 | 岡本フク江 |
| 岩崎美知子 | 中村恵美子 | 小西二三江 | 長谷川明子 | 森 明美 |
| 木下 順子 | 長田恵津子 | 西川 晶子 | 熊澤 裕子 | 藤井 悦子 |
| 田中 和子 | 伊藤 鏡子 | 大垣恵美子 | 鈴木 麗子 | 赤塚 容子 |
| 平子 京子 | 本田 久子 | 立花千津子 | 奥村さか江 | 西尾 由紀 |
| 富田 尚子 | 平山 明美 | 床浦 チヨ | 東 益美 | 高見久美子 |
| 宮地 弘子 | 伊藤 千秋 | 西川 真澄 | 田中紀美子 | 久保満喜子 |
| 宮西 純子 | 北村 禮子 | 中原とし子 | 前河いつ代 | 田村 和代 |
| 金谷まち子 | 新開みどり | 伊藤未喜子 | 酒部香世子 | 橋爪 光枝 |
| 大村 弥生 | 濱野 栄子 | 仲田 文子 | 川本 乙美 | 山下 昭子 |
| 小林 敦子 | 松山百合子 | 福本 夏子 | 信谷加津子 | 西 まり |
| 遠山和佐子 | 濱島 芳江 | 丑岡ふさ子 | 丸山 豊子 | 能登 世子 |
| 前田久美子 | 橋本真理子 | 中村千恵子 | 神前 恵子 | 松場ひろ子 |
| 各務恵美子 | 三村 博子 | 小島いづほ | 亀田夫美子 | 近藤登美子 |
| 植野ズミ子 | 木戸地美保 | 小野美奈子 | 谷 理子 | 中谷 邦子 |
| 鹿野 和子 | 橋本 とし | 林 美知子 | 吉岡 政子 | 植村千恵子 |
| 堀 美智子 | 古池富美恵 | 蓮岡 雅子 | 日高 昌子 | 里見 幸子 |
| 岡田美智子 | 堤 美春 | 池田 正子 | 塚田百合子 | 能勢久美子 |
| 佐藤 紀子 | 上田真美子 | 北村 初美 | 村上 啓子 | 田淵 時枝 |
| 中谷 昭子 | 山村 弘子 | 高橋 節子 | 三田千恵子 | 津村 早苗 |
| 山田 紀子 | 橋本ひろみ | 村上 ひさ | 大石万里子 | 小丸 径代 |
| 篠木 宣代 | 登 範子 | 藤代比佐子 | 青木 幸子 | 松本 和子 |
| 大竹とし子 | 佐藤三津子 | 荻原 鈴 | 橋本むつみ | 船岡 福子 |
| 小川 博子 | 植田 和子 | 勝山 久美 | 桂川あや子 | 檜皮 孝子 |
| 石井 澄 | 内藤 松代 | 宮本佳津子 | 岩井 玲子 | 中村 節子 |
| 落合 雅子 | 斉藤 順子 | 奥山 征子 | 岩崎さかえ | 藤井リウ子 |

●三重県告示第172号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険医を登録し、並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条第3項の規定により、国民健康保険医の登録があつたものとみなした。

昭和48年3月27日

| 氏名 | 三重県知事 登録の記号及び番号 | 田川亮三 登録年月日 |
|------|--------------------|---------------|
| 白井昇 | 三医 三国医 6214 | 48.3.5 |
| 小林慶二 | 三医 三国医 6215 | 48.3.7 |

●三重県告示第173号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関からの申出を受理した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 施設名
林外科医院
- 2 所在地
桑名市宮前町757番地

●三重県告示第174号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 実施の目的
ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵の生産又はその目的で飼養している鶏
- 3 検査の方法
急速凝集反応、赤血球凝集抑制反応
- 4 実施の期日及び実施する区域
実施の期日 実施する区域
昭和48年4月2日から10日まで 員弁郡大安町

●三重県告示第175号

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めため、発起人から次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて昭和48年3

月27日から昭和48年4月10日まで縦覧に供する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 発起人住所及び氏名
松阪市松名瀬町 北山鶴夫
西山和久
加藤良寛
- 2 加入区
松名瀬
- 3 法第113条第1項の申出をした漁業協同組合
松名瀬漁業協同組合

●三重県告示第176号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

| 所在地 | 種目 | 地積 |
|----------------------|-----|--------------|
| 安芸郡芸濃町大字楠原字細谷1919番地先 | 道路敷 | 258.30平方メートル |
| 1919番地先 | 〃 | 267.74 〃 |
| 字清谷2199番地先 | 〃 | 207.07 〃 |
| 2218番地先 | 〃 | 87.74 〃 |
| 2177番地先 | 〃 | 257.67 〃 |
| 字齋巢2121番5地先 | 〃 | 224.39 〃 |
| 字石ヶ谷2339番1地先 | 〃 | 141.67 〃 |
| 字横野1712番地先 | 〃 | 136.80 〃 |
| 2408番地先 | 〃 | 222.98 〃 |
| 2409番2地先 | 〃 | 275.48 〃 |
| 2407番24地先 | 〃 | 63.26 〃 |
| 1691番地先 | 〃 | 187.76 〃 |
| 1692番地先 | 〃 | 64.67 〃 |
| 1701番地先 | 〃 | 127.00 〃 |
| 2417番1地先 | 〃 | 69.58 〃 |
| 2417番1地先 | 〃 | 191.81 〃 |
| 2407番11地先 | 〃 | 128.85 〃 |
| 1723番地先 | 〃 | 246.61 〃 |
| 1749番地先 | 〃 | 53.29 〃 |

| | |
|-------------|--------|
| 字長谷2417番4地先 | 808.41 |
| 2419番1地先 | 73.58 |
| 1582番地先 | 130.94 |
| 字西行谷2081番地先 | 103.10 |
| 2083番地先 | 160.17 |
| 2098番地先 | 41.63 |
| 字片倉1920番地先 | 586.27 |
| 1990番1地先 | 34.99 |
| 1996番地先 | 46.30 |
| 1980番地先 | 112.51 |
| 1997番地先 | 62.34 |
| 1971番地先 | 164.44 |
| 1928番地先 | 280.23 |
| 1944番地先 | 149.62 |
| 1932番1地先 | 63.20 |
| 字細田1912番地先 | 28.65 |
| 字山神1757番地先 | 84.19 |
| 字有屋1279番地先 | 51.79 |
| 字童子谷1856番地先 | 53.72 |
| 1835番地先 | 52.33 |
| 1842番1地先 | 134.46 |
| 字中尾2009番地先 | 204.11 |
| 2011番地先 | 124.12 |
| 2018番1地先 | 281.40 |
| 字山神1696番地先 | 70.64 |
| 1707番地先 | 77.86 |
| 1717番地先 | 198.21 |
| 1716番地先 | 48.60 |
| 1708番1地先 | 132.17 |
| 1758番地先 | 75.88 |
| 字向山1449番地先 | 35.61 |
| 1453番地先 | 85.17 |
| 1472番地先 | 235.85 |
| 1445番地先 | 105.96 |
| 字南山2034番地先 | 160.36 |
| 2044番地先 | 181.55 |

| | |
|---------------|--------|
| 2044番地先 | 73.53 |
| 2039番地先 | 90.69 |
| 2033番地先 | 321.13 |
| 2067番地先 | 188.24 |
| 2067番地先 | 94.63 |
| 1476番地先 | 65.88 |
| 2057番1地先 | 356.16 |
| 2098番1地先 | 184.70 |
| 2053番1地先 | 71.03 |
| 字奥谷2421番地先 | 163.42 |
| 1507番地先 | 171.45 |
| 1510番地先 | 192.13 |
| 2421番1地先 | 194.94 |
| 2423番1地先 | 305.95 |
| 1548番地先 | 366.73 |
| 1551番地先 | 130.44 |
| 2423番6地先 | 154.40 |
| 字中ノ平1658番地先 | 138.89 |
| 2414番1地先 | 61.81 |
| 2412番11地先 | 152.08 |
| 2413番15地先 | 227.15 |
| 2413番7地先 | 137.36 |
| 1592番地先 | 21.07 |
| 1592番地先 | 175.07 |
| 2416番20地先 | 115.33 |
| 字猪見ヶ平2445番1地先 | 615.91 |
| 2441番地先 | 273.72 |
| 2443番4地先 | 313.54 |
| 2442番1地先 | 133.18 |
| 字廻り尾2432番11地先 | 79.31 |
| 2433番14地先 | 79.29 |
| 2430番6地先 | 403.64 |
| 2431番8地先 | 116.80 |
| 字有屋2434番4地先 | 499.33 |
| 2434番34地先 | 200.66 |
| 2434番4地先 | 484.27 |

| | |
|----------------|--------|
| 2436番4地先 | 407.60 |
| 2435番18地先 | 230.17 |
| 1001番地先 | 27.00 |
| 1329番地先 | 130.16 |
| 字戸ヶ貫1594番地先 | 97.98 |
| 1273番地先 | 669.88 |
| 1374番地先 | 164.48 |
| 1304番地先 | 147.69 |
| 2438番10地先 | 142.40 |
| 2438番9地先 | 61.78 |
| 2438番5地先 | 445.72 |
| 1374番地先 | 595.14 |
| 字天野2425番15地先 | 399.62 |
| 1426番25地先 | 642.18 |
| 1528番地先 | 173.61 |
| 2425番19地先 | 190.84 |
| 1354番地先 | 146.82 |
| 2426番32地先 | 80.14 |
| 1412番地先 | 649.81 |
| 1379番地先 | 21.15 |
| 1377番地先 | 76.88 |
| 2425番11地先 | 48.26 |
| 2425番38地先 | 207.12 |
| 1446番地先 | 276.28 |
| 1393番地先 | 14.98 |
| 2426番16地先 | 83.48 |
| 字蛇穴1422番地先 | 223.64 |
| 1421番地先 | 262.20 |
| 大字忍田字有屋992番地先 | 80.55 |
| 951番地先 | 162.50 |
| 987番地先 | 74.26 |
| 991番地先 | 73.22 |
| 字滝ノ下1269番地先 | 67.23 |
| 1243番地先 | 265.04 |
| 字沢ノ首1226番地先 | 157.89 |
| 大字楠原字天野1439番地先 | 73.04 |

| | |
|---------------|--------|
| 字戸ヶ貫2439番7地先 | 122.70 |
| 字山神1695番地先 | 69.07 |
| 字片倉1945番地先 | 25.56 |
| 1959番地先 | 245.77 |
| 字中ノ平2416番12地先 | 128.93 |
| 1611番地先 | 193.35 |
| 字猪見ヶ平2441番1地先 | 24.24 |

●三重県告示第177号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
寺方第2急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市寺方町字東谷、東山
- 3 区域の土地の表示
四日市市寺方町字東谷469の1、870、871、876、860、859の1、859の2、875の1、875の2、同字東山469の4、470の1、467の4、463、461の1、477の2、477の1、462、461、475の2、470の5、469の3の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
川島急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市川島町字白山
- 3 区域の土地の表示
四日市市川島町字白山1538、1536、1535、1528、1527、1526、1522、1521、1518、1517、1516、1515、1514、1513、1507、1508、1502、1501、1498の1、1499、1473の1、1471、1464、1465、1466、1467、1537の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
室山急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市室山町字八反田

3 区域の土地の表示

四日市市室山町字八反田504、464の3、499の1、498、487、485、481、482、517、518、520、521、522、523、511、510の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

狭間急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市川島町字稲谷、南狭間

3 区域の土地の表示

四日市市川島町字南狭間3324、3323、3317、3313、3239、3236、3235、3232、3229、3163、3164、3159、同字稲谷3095、3096、3094、3093、3092、3022、3022の1、3050の4、3050の3、3032の3、3035、3039、3040、3042、3043、3050の1の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三木里第1急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市三木里町字里

3 区域の土地の表示

尾鷲市三木里町字里304、302、291、290、289の1、289の2、289の3、285の6、285の3、285の4、285の2、284の2、284の1、284、281の2、281の1、281の3、281の5、546の1、546の2、545、542、541、538、537、534、533、530、528、527、526、522、521、519、518、517、514、513、512、508、507、502、501、496、495、490の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

松本急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡紀伊長島町長島字山居、松本ノ上

3 区域の土地の表示

北牟婁郡紀伊長島町長島字山居 803の2、803の3、803の5、803の10、

803の11、802の3、802の1、801の1、801の3、801の9、800の1、800の4、799の3、798の4、798の1、798、同字松本ノ上804、813、818、819、820の3、810の8、810の7、810の6、810の5、810、810の1、810の9、810の4、807の4、807の5、807の1、806、806の2、805の10の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

石鏡第1急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鳥羽市石鏡字富山、北之谷、城山、番当金

3 区域の土地の表示

鳥羽市石鏡字富山145、同字北之谷157、156、155、154、177、178、192、191、190、189、188、187、197、198、同字城山、200、234、211、210、209、204、同字番当金108の1、110の1、111の2、111の1、112、同字北之谷117、118、120の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中ノ谷東急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町船越字中ノ谷

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町船越字中ノ谷1567、1566、1568、1571、1572、1582、1583、1585、1587、1588、1589、1590、1591、1596、1597、1598、1600、1601、1602、1603、1607、1608、1609、1613の1、1613の2、1614、1614、1662、1663、1661、1660、1659、1658、1656、1655、1654、1648、1647、1646、1643、1642、1641の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域。

第 9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田曾浦北地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町田曾浦字イケジリ、キタムラ、ナカムラ、マツト

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町田曾浦字イケジリ4720に存する標柱1号を起点とし、同起点

から国道260号線東側官民地境界線に沿って同境界線と町道大里3号線と同字キタムラ3927の接する地点に結び、同地点から町道大里3号線北側官民地境界線に沿って同境界線と同字デヤシキと同字マツトの字境界線と交わる地点に結び、同字境界線に沿って国線と同道260号線北側官民地境界線の交わる地点に結び、同地点から同境界線に沿って同線と同字マツトと同字シタダの字境界線の交わる地点に結び、同地点から同字マツトと同字シタダ同字イケジリとの字境界線に沿って、同字イケジリ3786と同字マツト3785と道路敷と接する地点に結び、同地点から同字イケジリ4720に存する標柱1号に結んだ線によつて囲まれた区域。

●三重県告示第178号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称
亀山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
亀山都市計画道路事業
3.4.3 駅前和田線
- 3 事業施行期間
昭和40年12月20日から昭和52年3月31日まで
- 4 事業地
三重県亀山市東台町字東台、北山町字北山、北町字大谷、所知分、鉄砲矢場、大沼、八王田、東林野、椿世町字起、栄町字萩野、和田町字奥安場、安場、上城、垣内

●三重県告示第179号

計量法(昭和26年法律第207号)第139条第1項の規定により、松阪市において次のとおり計量器定期検査を実施する。ただし、最大能力が2トンをこえるものは除く。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

| 検査年月日 | 受付時間 | 検査場所 | 検査区域 |
|---------------|-------------------|----------------|--|
| 昭和48年 5月8日 | 午前10時から 午後3時まで | 松阪市 第四小学校 | 大口町、高町、若葉町、 鎌田町、石津町、荒木 町、郷津町、朝日町、朝 日町1区 |
| 〃 9日 | 〃 | 〃 黒田町無碍光寺 | 黒田町、白粉町、新町3 丁目4丁目5丁目東2丁 目 |
| 〃 10日 | 〃 | 〃 第三小学校 | 西町、川井町 |
| 〃 11日 | 〃 | 〃 天神管相寺 | 愛宕町、南町、春日町、 長岡町、茶与町、椀木町 |
| 〃 14日 | 〃 | 松阪市役所 花岡出張所 | 花岡地区 |
| 〃 15日 | 〃 | 松阪市 第一隣保館 | 湊町、平生町、五十鈴 町、伊勢町、宮町、京 町、京町1区 |
| 〃 16日 | 〃 | 〃 第一小学校 | 本町、中町 |
| 〃 17日 | 〃 | 〃 | 日野町、魚町、殿町、新 座町、東1丁目、新町1 丁目、2丁目 |
| 〃 18日 | 〃 | 松阪市役所 | 上記検査地で受検しなかつた者及び光電式ばかり |

企業庁管理規程

●三重県企業庁管理規程第六号

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
昭和四十八年三月二十七日

三重県企業庁長職務代理者

三重県企業庁次長 岡田昇

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁組織規程(昭和三十七年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条経理課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 公害に関すること。

第八条第三項第一号中庶務係を削り、同項第三号中「庶務係 運輸係 保守係」を「庶務係 発電課 運輸係 保守係」に改め、同項第四号中「水道係」を「配水

課
課 配水係 工事係」に改め、同項第五号中「用地第一係 用地第二係」を削り、同条第八項を削る。

第九条第三項中「庶務係」を削る。

第十条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 部次長（北勢水道事務所に限る。）

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 部次長 部長を補佐して、あらかじめ定められた担当事務について部下職員を指揮監督し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

別表第一中志摩水道事務所分掌事務の項に次のように加える。

三 建設工事の設計、施行及び監督に關すること。

四 工事記録及び工事報告に關すること。

五 建設工事のしゅん工精算に關すること。

六 用地の取得及び使用に關すること。

七 登記事務に關すること。

別表第二青山高原保健休養地建設事務所の項中「一志郡白山町大字大原」を「一志郡白山町」に改める。

附 則

この管理規程は、昭和四十八年四月一日から施行する。

●三重県企業庁管理規程第七号

三重県企業庁公舎管理規程を次のように定める。

昭和四十八年三月二十七日

三重県企業庁長職務代理者

三重県企業庁次長 岡 田 昇

三重県企業庁公舎管理規程

(目的)

第一条 この管理規程は、三重県企業庁（以下「企業庁」という。）に所屬する公舎の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「公舎」とは、企業庁の所管に屬する建物又は企業庁が借り受けた建物で、企業庁の事務事業の円滑な運営に資するために、職員及び主としてその収入により生計を維持する者の住居の用に供する建物及

びこれの附帯施設並びにこれらの用に供する土地をいう。

(維持及び管理)

第三条 公舎に關する事務の總括は、經理課長が行なうものとする。

2 公舎の維持管理に關する事務は、別表に定める課又は所の長（以下「所管所屬長」という。）が行なうものとし、営繕に關して、その必要が生じたときは、三重県企業庁長（以下「庁長」という。）の承認を得て所管所屬長が行なうものとする。

(公舎台帳)

第四条 經理課長は、公舎台帳（第二号様式）を調製し、これを保管しておくなければならない。

(貸与の承認)

第五条 公舎の貸与を受けようとする者は、所管所屬長を経由して、庁長に公舎貸与申請書（第三号様式）を提出しなければならない。

2 庁長は、前項の規定により公舎貸与申請書の提出があつたときは、職員の職務、通勤事情等を考慮のうえ、貸与を承認するものとする。

3 庁長は、前項の規定により公舎の貸与を承認したときは、申請者に公舎貸与承認書（第三号様式）を交付するものとする。

(貸与者に対する監督)

第六条 所管所屬長は、公舎の貸与を承認された者（以下「貸与者」という。）が善良な管理者としての注意義務を履行しているかどうかを監督し、常に公舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(貸付料)

第七条 公舎の貸付料は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情により庁長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 貸与者は、前項に定める貸付料を納入通知書により毎月二十五日まで納入しなければならない。

3 新たに公舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、その月の貸与日数により日割計算した額とする。

(貸与者の履行すべき事項)

第八条 貸与者は、善良な管理者としての注意をもつて、常に公舎の正常な維持保存に努めるとともに、次に掲げる事項を履行しなければならない。

一 貸与の手続を完了した日から原則として十日以内に、指定された公舎に入居し、直ちに公舎借用書（第四号様式）を所管所屬長を経由して、庁長に提出すること。

二 公舎を滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を所管所屬長を経由して庁長に報告すること。

三 前号による滅失又はき損が貸与者の故意又は重大な過失により生じたものであると庁長が認めるときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。

四 公舎の全部又は一部を他に転貸しないこと。

五 公舎を明け渡そうとする場合は、当該公舎を正常な状態において引き渡すこと。

六 次に掲げる費用を負担すること。ただし、庁長が特に認めた場合は、この限りでない。

- イ ガラスのはめ替え、障子の張り替え等に要する費用
- ロ 水道、電気及びガスの使用様並びに附属器具料及び損料
- ハ 公舎内外の清掃、汚物処理等に要する費用
- ニ 庭園、樹木等の手入れに要する費用
- ホ その他公舎の小修繕に要する費用

(模様替え等の許可)

第九条 貸与者は、自己の負担において、建物及び附属施設等の模様替え、修理又は増改築、樹木の植栽等現状を変更しようとする場合においては、設計書その他必要な書類を添えて庁長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により模様替え等現状に変更を加えた場合は、公舎を明け渡す際に原状に復し、又は企業庁にその附加物を寄附するものとする。

(明け渡し)

第十条 貸与者が次の各号の一に該当したときは、その該当することとなつた日から十日以内に、当該公舎を明け渡さなければならない。ただし、やむを得ない事情により特に庁長の承認を得た場合に限り、三箇月の範囲内においてその明け渡しの猶予を受けることができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 転勤、転職等により、公舎を使用する必要がないと庁長が認め、明け渡しを要求したとき。
- 四 公舎の維持管理について必要な指示命令に従わなかつたとき。

2 貸与者が公舎を明け渡す場合には、その七日前までに、所管所属長を経由して、庁長に公舎明け渡し書(第五号様式)を提出しなければならない。

(特例)

第十一条 庁長は、特に必要と認めるときは、企業庁に勤務する職員以外の者に対して期限を付して貸与を承認することができる。

(補則)

第十二条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、庁長が別に定める。

附則

- 1 この管理規程は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- 2 三重県企業庁公舎管理規程(昭和三十六年三重県企業庁管理規程第十号。以下「旧管理規程」という。)は、廃止する。
- 3 この管理規程の施行の際旧管理規程に規定する様式により作成した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この管理規程の施行の日前において、旧管理規程に基づきなされた承認その他の行為は、この管理規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

別表

| 公舎名 | 所在地 | 所管所属 | 1ヶ月賃付料 |
|-----------------------|-----------------|---------|--------|
| 企業庁津公舎 一号、二号 | 津市丸の内養正町 | 経理課 | 二、九〇〇円 |
| " 三号、四号 | 津市三重町 | " | 一、七〇〇円 |
| " 五号 | 津市柳山千鳥町 | " | 一、四〇〇円 |
| 企業庁職員津アパート 一号、六号 | 津市東古河町 | " | 一、三〇〇円 |
| " 七号 | 津市乙部平和北 | " | 二〇〇円 |
| " 八号 | " | " | 三〇〇円 |
| " 九号 | " | " | 二〇〇円 |
| " 十号 | " | " | 三〇〇円 |
| " 十一号 | " | " | 二五〇円 |
| 企業庁職員久居アパート 一号、十二号 | 久居市新町 | " | 四、四〇〇円 |
| " 十三号、十四号 | 久居市持川町 | " | 三、八〇〇円 |
| 企業庁宮川公舎 一号 | 多気郡宮川村久豆 | " | 一、五〇〇円 |
| " 二号、三号 | " | " | 一、二〇〇円 |
| " 四号 | " | 宮川第三発電所 | 一、二〇〇円 |
| " 五号 | " | " | 一、四〇〇円 |
| 企業庁大台公舎 一号、五号 | 多気郡大台町菅合 | 三瀬谷発電所 | 一、三〇〇円 |
| 企業庁職員大台アパート 一号、八号 | " | " | 一、六〇〇円 |
| 企業庁長島公舎 一号 | 北牟婁郡紀伊長島 三浦町 | 宮川第三発電所 | 一、二〇〇円 |
| " 二号 | " | " | 一、三〇〇円 |
| " 三号、十号 | " | " | 一、〇〇〇円 |
| " 十一号 | " | " | 一、五〇〇円 |

第2号様式

公舎貸与申請書

所管
所属
認印

昭和 年 月 日

三重県企業庁長殿

現住所

所属

職名

氏名

年 月 日生

次のとおり公舎の貸与を受けたいので三重県企業庁公舎管理規程第5条第1項の規定により申請します。

なお公舎の貸与を受けた上は同規程を遵守し義務を履行します。

1 公舎名

2 公舎貸与希望理由

3 同居家族

| 氏名 | 生年月日 (年齢) | 性別 | 本人との 続柄 | 職 | 業 | 備 | 考 |
|----|--------------|----|------------|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属長

第3号様式

公舎貸与承認書

昭和 年 月 日

殿

三重県企業庁長

印

次のとおり公舎の貸与を承認する。

1 所在地

2 公舎名

3 貸付料 月額 円

4 貸与年月日 昭和 年 月 日

第4号様式

公舎借用書

所属
認印

昭和 年 月 日

三重県企業庁長殿

所属

職名

氏名

印

次のとおり公舎を借用しました。

1 承認公舎名

2 借用年月日

第5号様式

所属長
認印

公 舎 明 け 渡 し 書

昭和 年 月 日

三重県企業庁長殿

所 属
職 名
氏 名

印

次のとおり公舎を明け渡します。

- 1 公 舎 名
- 2 理 由
- 3 明け渡し年月日

公 告

● 財団法人道府県会館理事長から昭和46年度財団法人道府県会館都道府県有物件災害共済事業成績及び収支計算について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により次のとおり公表する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田 川 亮 三

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は総務部管財課に備え置いて縦覧に供する。

● 昭和47年度後期1、2級技能検定に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年3月27日

三重県知事 田 川 亮 三

1 級 技 能 検 定 合 格 者

| 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 |
|----------|--------|---------------|------------------|
| 平削り盤加工 | | 変圧器組立て | |
| A甲 8 | 松本 政雄 | A甲 63 | 満仲 郁男 |
| ジグ中ぐり盤加工 | | " 65 | 宮崎 克也 |
| A甲 10 | 吉崎 文雄 | B 69 | 藤代 俊幸 |
| C 11 | 中川 健次郎 | 71 | 伊藤 紀明 |
| 機 械 検 査 | | C 72 | 伊藤 元成 |
| A甲 15 | 水谷 宗一 | 回転電機巻線 | |
| " 16 | 杉本 賢輔 | A甲 73 | 金森 重雄 |
| " 19 | 酒徳 卓二 | " 75 | 山田 信和 |
| 金属プレス加工 | | " 82 | 平塚 征幸 |
| B 32 | 奥田 功市 | " 84 | 松下 茂隆 |
| C 36 | 堀田 順市 | " 86 | 今井 八郎 |
| 工 場 板 金 | | B 89 | 森川 全宏 |
| A甲 37 | 二葉 茂三 | " 90 | 榎井 全勝 |
| " 38 | 伊藤 昭次郎 | C 92 | 田中 哲三 |
| B 42 | 土井 秀貞 | " 93 | 市川 幸保 |
| " 43 | 丸市 正勝 | " 94 | 星山 保彦 |
| " 44 | 伊藤 勝 | " 95 | 高山 文彦 |
| 建 築 板 金 | | " 96 | 松本 文彦 |
| C 46 | 末松 章吾 | D 97 | 太田 高之 |
| " 47 | 橋本 和泰 | 電子機器組立て | |
| " 48 | 松井 茂生 | A甲 98 | 大西 弘次 |
| D 50 | 太田 三雄 | 縫製機械整備 | |
| " 51 | 伊藤 慶春 | A甲 100 | 平井 龍郎 |
| " 52 | 安保 明樹 | " 101 | 石垣 春雄 |
| " 53 | 谷口 英樹 | C 104 | 早崎 徳次郎 |
| " 54 | 山本 照明 | 和 裁 | |
| " 55 | 川口 武久 | C 109 | 岩森 つや子 |
| 時 計 修 理 | | 寝 具 製 作 | |
| D 61 | 大庭 長作 | B 112 | 日置 歌子 |
| | | C 113 | 水谷 陽子 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 114 | 小森輝男 | 161 | 水谷利汎 |
| 116 | 松岡寸才 | 162 | 服部計宣 |
| 117 | 内田半次 | 163 | 北住弘夫 |
| 118 | 伊藤次男 | 164 | 出射貞厚 |
| 119 | 水谷美智代 | 165 | 稲垣貢 |
| 120 | 梅田美枝子 | 167 | 稲垣貢 |
| 121 | 伊藤温子 | 169 | 日紫喜清太郎 |
| 122 | 服部田美子 | 170 | 見取雅己 |
| 123 | 西川愛子 | 172 | 中堀江吉彦 |
| 124 | 江川栄子 | 173 | 堀早川三郎 |
| 125 | 一色朝子 | 174 | 早西川速人 |
| 126 | 浅野勝子 | 180 | 西内田重吉 |
| 127 | 北松島花枝 | 181 | 倉川合滝 |
| 128 | 笠井千代子 | 182 | 川泉谷繁 |
| 129 | 加藤志づ子 | 183 | 泉野浪 |
| 131 | 加山本悠子 | 184 | 泉野浪 |
| 132 | 山平川かづみ | 186 | 野林晴男 |
| 133 | 大形文子 | 187 | 野林晴男 |
| 134 | 大形文子 | 188 | 岸江和己 |
| 135 | 田中敏春 | 190 | 信東中俊一 |
| 138 | 中村隆八 | 191 | 信東中俊一 |
| 144 | 佐藤隆寿 | 193 | 三水田洋幸 |
| 145 | 林谷和政 | 195 | 水上谷文内 |
| 146 | 水近藤和政 | 197 | 上日中嶋正康 |
| 147 | 藤田昭男 | 198 | 日中嶋正康 |
| 149 | 藤小阪一 | 199 | 日中嶋正康 |
| 150 | 小三輪進 | 200 | 中垣内庄次郎 |
| 151 | 三輪行幸 | 201 | 中垣内庄次郎 |
| 153 | 後藤松一 | 202 | 中垣内庄次郎 |
| 154 | 伊藤貞義 | 204 | 中丸川秋由 |
| 155 | 田中清利 | 205 | 中丸川秋由 |
| 156 | 黒田正良 | 206 | 長谷川忠治 |
| 158 | 小水文夫 | 207 | 米田忠治 |
| 159 | 小水文夫 | 208 | 竹本由喜 |
| 160 | 小水文夫 | 211 | 山菅由喜 |
| | | 212 | 池本由喜 |

| | | | |
|--------|-------|-----|------|
| 213 | 川瀬市治 | 288 | 伊藤太平 |
| 214 | 池本義一 | 289 | 藤部敏明 |
| 216 | 柏本正二 | 290 | 多湖敏起 |
| 220 | 藤森永三 | 291 | 服近藤修 |
| 222 | 森下幸三郎 | 292 | 近水藤正 |
| 223 | 村益雄 | 293 | 水谷光 |
| 224 | 中田一 | 294 | 中西勝美 |
| 226 | 藤井久夫 | 295 | 西谷村口 |
| 227 | 野浪博志 | 296 | 小谷林八 |
| 228 | 西田定弘 | 299 | 小若林克 |
| スレート施工 | | | |
| C 236 | 金川義雄 | 300 | 小若林美 |
| 239 | 稲垣文幸 | 301 | 若宮大正 |
| 240 | 藤井中幸 | 303 | 宮大正 |
| 241 | 田中幸男 | 304 | 大和安藤 |
| ガラス施工 | | | |
| A甲 247 | 今井敏行 | 305 | 安佐森後 |
| 254 | 鎌井弘 | 306 | 森後広 |
| C 266 | 今井博次 | 307 | 太神内上 |
| 267 | 小黒博元 | 308 | 神内上 |
| 268 | 堀田元昭 | 309 | 内上 |
| 269 | 堀田元昭 | 310 | 内上 |
| 270 | 伊藤吉幸 | 311 | 内上 |
| 271 | 伊藤吉幸 | 312 | 内上 |
| 272 | 伊藤吉幸 | 313 | 内上 |
| 274 | 西井三治 | 314 | 内上 |
| 275 | 橋本治一 | 315 | 内上 |
| 277 | 鎌佐久一 | 316 | 内上 |
| D 278 | 山藤路一 | 317 | 内上 |
| 279 | 山藤路一 | 318 | 内上 |
| 建築大工 | | | |
| C 284 | 日紫喜春夫 | 319 | 内上 |
| 285 | 伊藤藤和 | 320 | 内上 |
| 286 | 大谷和一 | 321 | 内上 |
| 287 | 伊藤和一 | 322 | 内上 |
| | | 323 | 内上 |
| | | 324 | 内上 |
| | | 325 | 内上 |
| | | 326 | 内上 |
| | | 327 | 内上 |

" 328 三輪政男
 " 329 松井三夫
 " 330 松井孝充
 " 331 城山正儀
 " 332 木場伊津雄
 " 333 井本維明
 " 335 庄司欽重
 D 336 稲垣甚藏
 " 337 長井治洋
 " 338 前川洋

鉄筋組立て

B 342 原田秀雄
 " 343 岸江伸芳
 " 344 藤田隆勇
 C 345 亀井勇

機械製図

A甲 249 福本光政

B 350 竹内満
 " 352 中西清彦
 " 353 清水清忠
 C 355 藤田利光
 " 356 清原明
 " 357 山崎孝啓
 " 358 成瀬正輝

建築製図

C 368 小川一成
 " 369 末松一彦
 " 370 村田一成
 " 371 高倉理吉
 " 372 岩田輝男

印章彫刻

C 382 田口一夫

2級技能検定合格者

| 受検番号 | 氏名 | 受検番号 | 氏名 |
|--------|------|---------|------|
| 立旋盤加工 | | | |
| A甲 404 | 植田達也 | " 438 | 山岡幸一 |
| 平削り盤加工 | | | |
| A甲 409 | 堀善好 | " 439 | 山本武彦 |
| 機械検査 | | | |
| A甲 417 | 土井春次 | " 440 | 鶴川信夫 |
| " 419 | 伊藤勝幸 | " 441 | 岡田学 |
| " 420 | 水谷薫 | B 442 | 倉品栄三 |
| " 421 | 阿部和好 | " 444 | 上森三郎 |
| " 422 | 村山政光 | " 445 | 百北幸雄 |
| " 428 | 清水政光 | " 446 | 松葉初雄 |
| " 430 | 山岡尊司 | C 447 | 加藤廣司 |
| " 431 | 岩木良茂 | " 448 | 原田昇生 |
| " 434 | 岡城秋夫 | D 449 | 井上清 |
| " 435 | 金城秋夫 | 金属プレス加工 | |
| | | A甲 466 | 横山努 |
| | | " 475 | 田端久男 |
| | | " 478 | 上村正夫 |

" 479 長谷川健也
 " 483 山口史朗
 " 484 石原武之
 " 485 山下四郎
 " 491 松田実生
 " 492 龍田茂幸

打出し板金

A甲 499 吉川敏

工場板金

A甲 506 大島邦夫
 " 512 植益日男
 B 516 西峰日出男
 " 517 伊藤英幸
 C 519 石川栄治
 " 521 二田尋満
 " 523 吉川卓男
 " 526 青木克一

建築板金

A甲 527 服部俊秋
 " 528 服部俊一
 " 533 中村貞男
 " 534 無藤清悟
 " 535 今原英夫
 " 536 藤野英且
 " 537 長谷東和
 " 538 伊柴原昭
 " 543 柴原美貴
 " 546 黒下光市
 " 549 松田好明
 B 552 後藤好精
 " 553 内田橋毅
 " 555 高中井達夫
 " 557 中奥山佳盈
 " 558 奥山出曠人
 " 559 西出曠人

" 562 川端辰生
 " 563 奥村勝行
 " 564 森下平
 " 565 藤村素生
 C 572 上野敏行
 D 573 加藤真吾
 " 574 今別府等
 " 575 田中明光
 " 576 平井邦彦
 " 577 加藤邦彦
 " 578 野口篤明
 " 579 小林俊とる
 " 580 小界外さと
 " 581 田矢司
 " 582 西口好信
 " 583 柳本孝平
 " 584 中山平夫
 " 585 嶋田国隆
 " 586 奥村隆一

時計修理

A甲 587 西川好則
 " 589 山口正晴
 C 593 穴見裕

変圧器組立て

A甲 596 栗山幹男
 B 634 横山公生
 " 639 宮崎鈴政
 " 642 黒川光彦
 " 644 谷口修一
 " 648 楢山正造
 C 649 北川昭雄
 " 650 水谷昭雄

回転電機巻線

A甲 652 林孝史
 " 653 浜脇盛広

// 658 南 部 実
 // 661 古 田 秀 之
 // 662 田 野 治 郎
 // 663 中 村 克 正
 // 666 小 野 裕 正
 // 667 小 宮 本 弦 次 郎
 // 668 西 浦 保 朗
 B 676 町 野 昭 次
 // 677 実 広 孝 保
 // 679 小 林 頼 一 恵
 // 680 阿 部 義 之
 // 681 鶴 丸 義 重
 C 686 村 鳥 重 雄
 // 687 清 水 悟 隆
 // 689 小 原 隆

電子機器組立て

A甲 691 吉 川 昌 美
 // 694 中 川 好 正
 // 695 金 森 泰 彦

縫製機械整備

A甲 701 前 田 久 勝
 // 703 大 西 本 祐
 // 706 西 政 征
 C 707 水 越 義 彦

和 裁

A甲 714 松 岡 洋 子
 // 715 矢 田 祐 子
 // 716 福 鳥 房 子

寝 具 製 作

A甲 722 濱 井 實

かわらぶき

A甲 724 松 岡 正 博
 // 725 伊 藤 誠
 // 728 森 中 功

// 729 沢 田 昭 夫
 // 730 長 谷 川 恒 一
 // 731 倉 田 誠 信
 // 732 倉 谷 間 明 美
 // 733 谷 口 克 二
 // 734 前 田 興 仁
 // 736 木 村 治 仁
 // 738 森 川 好 孝
 C 740 川 戸 治 治
 // 741 古 川 克 男
 // 742 葛 原 五 一
 // 744 金 谷 貞 夫
 // 745 小 西 貞 松
 // 746 山 本 之 助
 // 747 川 村 一 郎
 // 748 別 所 仁

スレー ト 施 工

A甲 751 前 川 勇
 // 754 久 保 利 雄
 // 756 服 部 正 光
 // 757 山 田 重 生
 // 760 野 呂 修 唯
 // 762 石 垣 茂 克
 // 764 後 館 藤 正
 // 766 館 森 傳 志
 // 767 森 杉 生 郎
 // 772 沢 龜 郎

ガ ラ ス 施 工

A甲 776 小 林 敬 一
 // 781 中 橋 克 久
 // 784 藤 村 幸 八
 // 785 中 西 輝 嘉
 C 789 藤 本 晃 生
 // 791 藤 川 泰 生
 // 792 冬 柴 直 記

// 793 小 川 芳 次
 // 794 林 駿 義
 // 795 松 田 信 隆
 // 796 藤 川 隆 則

建 築 大 工

A甲 801 岩 谷 米 勝
 // 803 白 木 垣 敏 昇
 // 804 稲 垣 敏 忠
 // 806 石 田 光 和
 // 808 山 田 和 雄
 // 809 島 田 哲 男
 // 810 鈴 木 清 和
 // 811 北 浦 日出 夫
 // 816 服 部 昭 平
 // 819 前 田 松 之 進
 // 820 前 川 口 優 志
 // 824 浅 野 広 友
 // 827 久 保 山 昭 夫
 // 830 早 福 永 川 博
 // 831 福 前 山 本 良
 // 832 前 山 本 重 信
 // 833 山 辻 兼 本 教 夫
 // 834 兼 本 順 敏
 // 836 中 森 田 敏 修
 // 841 磯 本 植 高 正
 // 842 磯 本 植 高 正
 // 844 磯 本 植 高 正
 // 846 大 山 井 上 孝
 // 847 井 上 孝 司
 // 848 井 上 孝 司
 // 853 井 上 孝 司
 // 856 水 坂 尚 久
 // 859 坂 出 和 幸
 // 860 坂 脇 三 夫
 // 861 古 田 隆 夫
 // 862 梶 野 政 夫

B 873 伊 藤 三 郎
 // 874 大 原 美 敏
 // 875 山 本 治 猛
 // 877 谷 合 村 方
 // 878 中 岩 公 米
 C 881 岩 井 幸 蔵
 // 885 中 一 尾 吉 春
 // 886 清 水 藤 文
 // 887 伊 笠 井 久 忠
 // 888 伊 笠 井 久 忠
 // 889 荒 田 端 武
 // 891 田 福 井 章
 // 892 福 山 本 進
 // 893 山 吉 岡 善
 // 898 吉 桶 本 村 一
 // 901 中 大 東 野 内 健
 // 902 池 西 中 林 千 司
 // 903 池 西 中 林 千 司
 // 904 大 東 野 内 健
 // 906 池 西 中 林 千 司
 // 909 池 西 中 林 千 司
 // 910 池 西 中 林 千 司
 D 912 中 林 千 司
 // 913 中 林 千 司
 // 914 中 林 千 司
 // 915 三 谷 村 池 鏡
 // 916 三 谷 村 池 鏡
 // 917 池 鏡 福 橋
 // 918 池 鏡 福 橋
 // 919 池 鏡 福 橋
 // 920 池 鏡 福 橋
 // 921 池 鏡 福 橋
 // 922 池 鏡 福 橋
 // 923 池 鏡 福 橋

鉄 筋 組 立 て

A甲 924 川 島 末 吉

32
44.20

| | | |
|------|-----|-------|
| " | 925 | 新山義隆 |
| " | 931 | 南清文 |
| B | 934 | 相松重夫 |
| " | 935 | 荒木昌彦 |
| C | 939 | 沖田清 |
| 機械製図 | | |
| A甲 | 943 | 梶野秀文 |
| " | 945 | 三角輝男 |
| " | 947 | 横関邦彦 |
| " | 949 | 藤原道春 |
| " | 951 | 川瀬好信 |
| " | 952 | 谷村公平 |
| " | 953 | 土屋正孝 |
| " | 954 | 中野正宣 |
| " | 955 | 諸岡好枝 |
| " | 956 | 小川郁夫 |
| " | 957 | 加藤和敏 |
| " | 958 | 稻垣政敏 |
| " | 959 | 岩井恭二 |
| " | 960 | 鳥谷尾逸之 |
| " | 969 | 田中弘之 |
| " | 972 | 藤井弘之 |
| " | 973 | 花岡潤子 |
| " | 977 | 伊沢弘子 |
| " | 978 | 坂本史朗 |
| " | 980 | 菊池章義 |
| " | 981 | 前田友明 |
| " | 982 | 小城晴彦 |
| " | 983 | 奥田孝一 |
| " | 985 | 西山功一 |
| " | 988 | 荻田弘光 |
| " | 990 | 南孝明 |
| " | 992 | 安田孝清 |
| B | 993 | 中西清 |

| | | |
|---|------|--------|
| " | 994 | 古市宏康 |
| " | 995 | 駒田匡匡 |
| " | 996 | 迫和喜 |
| " | 997 | 小川守夫 |
| " | 999 | 芦谷秀夫 |
| " | 1000 | 田中勇秀 |
| " | 1001 | 勝谷清秀 |
| " | 1003 | 荒田村雄 |
| " | 1005 | 中村篤志 |
| " | 1006 | 西村喜一郎 |
| " | 1007 | 山路博由 |
| " | 1008 | 長曾我部信義 |
| " | 1009 | 山本政秀 |
| " | 1012 | 浦口俊雄 |
| " | 1013 | 渡辺準也 |
| " | 1014 | 伊藤頼保 |
| " | 1015 | 森本貴美 |
| " | 1019 | 加藤彰彰 |
| D | 1025 | 石川清澄 |

配電盤製図

| | | |
|----|------|-------|
| A甲 | 1026 | 蛭子道昭 |
| " | 1027 | 西川安太郎 |
| " | 1031 | 村上二美武 |

構造物現図製作

| | | |
|---|------|------|
| B | 1037 | 嶋木富生 |
|---|------|------|

噴霧塗装

| | | |
|----|------|-------|
| A甲 | 1060 | 竹村寿恵寿 |
| " | 1062 | 横山二郎 |
| " | 1063 | 指尾和夫 |
| " | 1066 | 小川雄三 |
| C | 1073 | 清水重三 |

印章彫刻

| | | |
|----|------|------|
| A甲 | 1074 | 紀平晴人 |
|----|------|------|

● 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年3月14日完了した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
久居市戸木町字南小池
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
久居市森町字下山田2094番地
伊勢温泉観光株式会社

● 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年3月16日完了した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市大字日永字中浜1424他50筆の内1工区
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市東邦町1番地
五十鈴産業株式会社
取締役社長 野口俊夫

● 改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第9項の規定により尾鷲都市計画震禍復興土地区画整理事業計画の変更を、次のとおり認可した。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 土地区画整理事業の名称
尾鷲都市計画震禍復興土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
尾鷲市中央町10-43
- 3 事業計画の決定年月日
昭和26年9月20日
- 4 事業施行期間
昭和26年9月20日から昭和51年3月31日まで
- 5 事業計画の変更年月日
昭和48年3月27日

● 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年3月3日完了した。

昭和48年3月27日

三重県鈴鹿土木事務所長 奥田清治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鈴鹿市稲生町字堀口4488-1

2 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市稲生町11215

三谷昭一

● 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年3月7日完了した。

昭和48年3月27日

三重県鈴鹿土木事務所長 奥田清治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鈴鹿市地子町赤土田828

2 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市地子町832-2

(株)田中鉄工所

代表取締役 田中彦幸

● 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和48年2月22日完了した。

昭和48年3月27日

三重県津土木事務所長 大西大介

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市大字津興字船頭257-1、1715、1695-1、1695-3、1695-10、1695-11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

津市船頭町津興1695

宗教法人 伊勢和宮 松本吉晴

● 都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は昭和48年3月2日完了した。

昭和48年3月27日

三重県久居土木事務所長 須藤敏夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
久居市戸木町字西羽野5578の38他3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久居市戸木町2016
箕田和美

● 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県上野土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和48年3月27日

三重県知事 田川亮三

- 1 関係土地の地名地番
上野市緑ヶ丘南町3941番地他2筆
- 2 指定道路
道路番号 幅員 延長
A 4.00メートル 125.20メートル
- 3 道路位置指定申請者の住所及び氏名
上野市茅町2706
上野ハウス(株) 木津英雄
- 4 指定年月日
昭和48年3月7日

正誤

●昭和48年3月2日付三重県公報第 10124号に記載した、あらたに土地が生じたことの確認(三重県告示第108号)及び字区域の変更(三重県告示第109号)中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|----------------|----------------|
| 2 | 2 | 1,948.58平方メートル | 1,968.58平方メートル |
| 2 | 11 | 1,968.68平方メートル | 1,968.58平方メートル |

●昭和48年3月8日付三重県公報号外に記載した、紀伊長島都市計画公園の変更にとまなう図書の縦覧(三重県告示第137号)中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------|-------|
| 3 | 21 | 8.1.1 | 8.8.1 |

毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 400円
1箇年 4,800円

昭和48年3月27日印刷発行
津市広明町13番地 (電代☎1111)
三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課